

身体障害認定分科会の概要について

障害保健福祉部企画課

身体障害認定分科会は、疾病・障害認定審査会令（平成12年政令287号）第5条の規定により、「身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること」とされている。

身体障害者福祉法施行令の規定において、

- ① 都道府県、指定都市並びに中核市が身体障害者手帳の交付事務を行うにあたり、申請者の障害が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない
- ② 地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその状態が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否かについて疑いがある場合に、身体障害者福祉法施行令第5条第2項の規定に基づき、各都道府県知事より厚生労働大臣あてに認定を求めることができる
- ③ この求めがあった場合には、同条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣は疾病・障害認定審査会に諮問を行う

こととされている。

また、自治体の手帳交付事務を行う際のガイドライン（技術的助言）である身体障害認定基準等の改正等についても、必要に応じて医学的・専門的見地から審議を行っている。

（参考）

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）（抄）

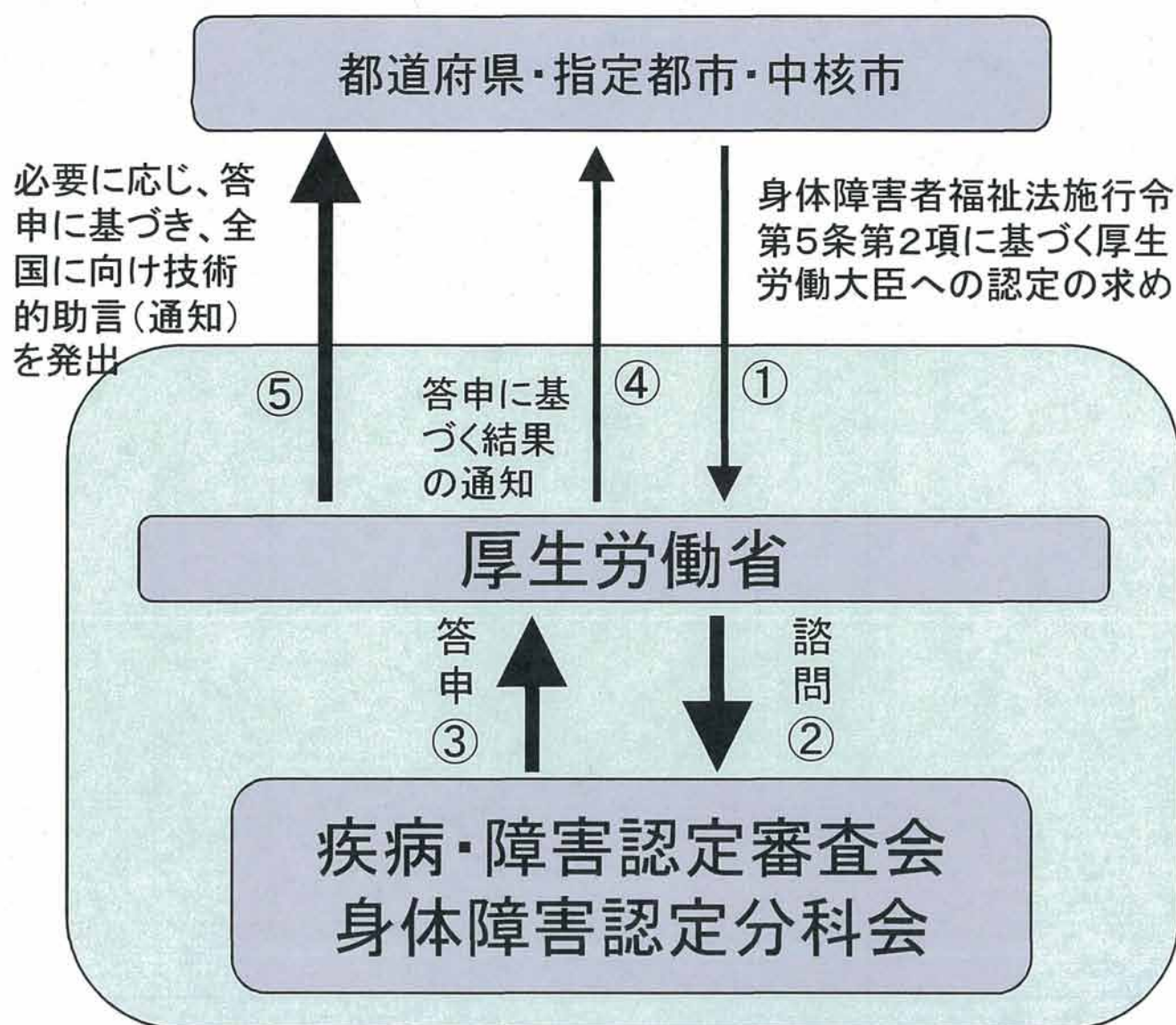
（障害の認定）

第五条 都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

身体障害認定分科会の役割と活動について



○ これまでの審議状況

開催日	答申等の状況
第1回(H14. 2. 5)	答申: 3件
第2回(H14.11.12)	答申: なし 認定基準改正に係る検討
第3回(H16. 2. 5)	答申: 1件
第4回(H21. 9. 11)	答申: なし 認定基準改正に係る検討

身体障害者手帳制度の概要

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている）

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

（7級の障害は、単独では交付対象とはならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、対象となる。）

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		肢 体		不 自 由	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫					肝臓機能障害			
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害	上 肢	下 肢		体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心臓機能障害		じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害
1級	両眼の視力(万国式視力表による)が、それぞれ0.04以下のものである者(屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの			1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保持することができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のものであるもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保持することが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のものであるもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大聴力を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	1 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパン関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの(社会生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が著しく制限されるもの(社会生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視 覚 障 害	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害		音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ の 障 害		肢 体		不 自 由	心 臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害	音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ の 障 害	上 肢	下 肢	体 幹		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話の音を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はその障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能を著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が機械的に出して10センチメートル以上又は機械の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
							体の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が機械的に出して5センチメートル以上又は機械の長さの15分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの							

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はその他の機能の障害	肢 体		不 自 由	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害									
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢		体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるものを 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリフトラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの 上肢機能 不随意運動・失調等による移動機能の劣るもの										
7級				1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの										
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については第一指骨関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の所定の長さは、実用関節(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。																

平成22年4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

対象者	○認定基準に該当する肝臓機能障害のある方 ○肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方
手続き	申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）をお住まいの市町村の担当窓口に提出してください。 ※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。 ※市町村によって、提出書類が異なる場合があります。
認定基準	主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。 3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。 ※Child-Pugh分類 肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。
適用される施策など	○障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療）の対象となります。 ○等級によっては、公職選挙法に基づく選挙の際に郵便投票を行うことができる措置の対象や、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく企業の障害者雇用率制度や障害者雇用納付金の算定の対象となります。 ○所得税や個人住民税等、法律に基づく各種税制優遇の適用対象となります。 ○この他、鉄道運賃、航空旅客運賃、有料道路の料金、日本放送協会放送受信料などの割引措置を受けられる場合があります。

詳しい手続きの方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。